

2020年2月19日

宮城県知事 村井嘉浩様

宮城県 女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会

座長 若林利男様

### 女川原子力発電所2号機の安全性検討に係る要望書

提出文書1: ベントにより女川原発から甚大な放射能が放出される問題を県の安全性検討会で検討すること及び県民の安全を守るため原子力規制委員会に「合格」の取り消しを求める緊急要望書

提出文書2: 宮城県安全性検討会第22回会合における東北電力の水蒸気爆発に関する説明に対する高島武雄意見書

女川原発の危険性から県民の生命と財産を守るために慎重に安全性検討を進められておられることに感謝いたします。

去る2月7日に開催された「第22回安全性検討会」では「重大事故対策一格納容器破損防止」が審議されましたが、傍聴した私たちには不満の残る内容でした。提出文書2の高島武雄意見書で指摘されているように問題点の掘り下げは行われないうままでした。

しかし翌8日の河北新報は会合終了後に若林座長が「論点整理は一通り終えた。それぞれの専門性を生かし、活発な議論が出来た。意見や要望の集約に入りたい。」と述べたと報じています。この様な現状認識では県民の安全は守られないと判断せざるを得ない状況です。

しかも資料-3[関連質問への回答]についての議論の際に「大気中へのセシウム137放出量の評価判断基準(100テラベクレル)について、事業者としてそのレベルであれば問題ないという根拠を説明してほしい」という関根委員の質問に対する回答の議論の時に、提出文書1で指摘しているように、耐圧強化ベントを女川原発2号機で使用した場合には約360テラベクレルの放射能が放出されるという東北電力の評価が問題にもされなかった事実は、その専門性も疑われる質疑でした。

このように安全性の問題が十分に議論されない状態のまま、今後安易に集約に入ることは将来に禍根を残すこととなります。結論を急ぐことなく、未だ様々に残っている女川原発2号機の安全性の問題点をさらに深く掘り下げていただくことを、改めて要望します

以上

・脱原発をめざす宮城県議の会(会長:佐々木功悦)

<共同提出団体>

・女川原発の再稼働を許さない!みやぎアクション(代表:鈴木宏一)

・宮城県護憲平和センター(理事長:砂金直美)

・原発問題住民運動宮城県連絡センター(共同代表:小林立雄 斉藤信一)

- ・東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター（代表世話人：綱島不二雄 菊地修）
- ・生活協同組合あいコープみやぎ（理事長：高橋千佳）
- ・子どもたちを放射能汚染から守り、原発から自然エネルギーへの転換をめざす女性ネットワークみやぎ（共同代表：小澤かつ 児玉芳江 佐藤郁子 村口喜代 山田いずみ）
- ・船形山のブナを守る会（代表世話人：小関俊夫）
- ・女川から未来を考える会（代表：阿部美紀子）
- ・止めようプルサーマル！止めよう核燃料サイクル！女川原発地元連絡会（代表：近藤武文）
- ・女川原発の再稼働を許さない石巻地域の会（代表：松浦健太郎）
- ・女川原発の危険から住民の生命と財産を守る会（事務局長：高野博）
- ・放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク（代表：鈴木健三）
- ・女川原発の避難計画を考える会（代表：原伸雄）
- ・みやぎ脱原発・風の会（事務局長：舘脇章宏）
- ・脱原発仙台市民会議（共同代表：篠原弘典 水戸部秀利）
- ・さようなら原発いしのまき実行委員会（実行委員長：佐藤清吾）
- ・みやぎ金曜デモの会（代表：西 新太郎）

<連絡先>

〒981-8007宮城県仙台市泉区虹の丘3-5-13篠原方  
電話&FAX022-373-7000

## 提出文書1：ベントにより女川原発から甚大な放射能が放出される問題を県の安全性検討会で検討すること及び県民の安全を守るため原子力規制委員会に「合格」の取り消しを求める緊急要望書

東北電力女川原子力発電所2号機では、崩壊熱除去機能を喪失した時の格納容器破損防止対策として、格納容器内のガスを外部に放出するベントを中心的な手法にしています。ベントによる甚大な放射能放出を防ぐため、放射性物質を濾過して低減するフィルターを備えたフィルターベント設備（3台）が新設されますが、元からあったフィルターなしの耐圧強化ベント系（2経路）も温存されています。

新規基準はCs-137の総放出量を100TBq（テラベクレル＝ $10^{12}$ Bq）以下にすることを求めています。耐圧強化ベントを女川原発2号機で使用した場合に約360TBqの放射能が放出されることがわかりました（2019年10月4日の事業者ヒアリングに東北電力が提出した『自主対策設備に関する補足説明』による）。

東北電力は『補足説明』等で「耐圧強化ベント系は炉心損傷後には使用しない」と表明していますが、基準をはるかに超える放射能の放出がわかったことを踏まえて、県政が県民の命と安全を守る責任を果たすために、再度の検証が必要になっていると考えるものです。

第1は、フィルターベントの信頼性、フィルターベントで確実に事故を収束させることができるのかどうかという問題です。

フィルターは目詰まりしたり、破損することがあります。審査会合で、どの電気事業者も「問題ない」としましたが、金属繊維フィルターのエアロゾルや液滴による閉塞など、数値や結果は非公開でした。そのくせ、原子力規制委員会の更田豊志委員（当時、現在は委員長）は、耐圧強化ベントについて「フィルタベントが詰まって使えないというような際に……方策の一つとして残しておくという考え方はある」（2014年8月28日の第133回審査会合、議事録の第56頁）という発言を、何度も繰り返しています。

炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しないのなら、フィルターベントは100%確実でなければならず、再検証が必要です。確率論的安全評価が行われていたらそれを公表し説明することが求められます。

第2は、フィルターベントによる事故の収束に失敗し、「格納容器が損壊するよりはマシ」だとして耐圧強化ベントが使用された場合の、360TBqのCs-137の影響の再評価です。

ベントは「発電所の本部長の責任と権限のもとに行う」（2015年4月7日の第216回審査会合、議事録の第22頁）とされ、自治体は関与できません。フィルターベントの実施にあたっては、原発構内の事故要員の避難確認は前提になっていますが、周辺住民の避難の確認は前提にされていません。フィルターベントが失敗し、耐圧強化ベントが実施されたら、まさに県民が甚大な放射能に不意打ちされることになります。

「原子放射線の影響に関する国連科学委員会」報告書は、福島第一原発事故のCs-137の放出量を $6\sim 20\times 10^{15}$ Bqと報告しています。耐圧強化ベントで放出される360TB

q ( $3.6 \times 10^{14}$  Bq) は、その17分の1～55分の1程度にのぼる甚大な放射能です。

ところが2月7日に開催された「第22回宮城県女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」では、このことはまったく議論されませんでした。しかも、放出量基準の100TBqをどの程度の汚染と評価するかについて、東北電力から「福島第一原発事故の放出量の100分の1、だから影響も100分の1」という趣旨の、単純化したきわめて不適切な説明が行われました。

福島第一原発事故では、北西の季節風により太平洋上に流れた放射能が多かったため、陸域の汚染はその分だけ少なくなりました。飯舘村は、放射能プルームが通過していた時にミズレが降ったため、大量の放射能が地表に沈着して全村避難を余儀なくされました。福島第一原発事故に学び、気象条件と地形に大きく左右されることを考慮して、放射能汚染を評価すべきです。

女川原発から陸域に向かって同一方向に風が吹き、放射能の湿性沈着がある場合に、最大でどの程度の汚染が発生するかなど、360TBqのCs-137により引き起こされる影響を、自治体の避難計画にも関わる重要問題として再評価すべきです。

女川原発で耐圧強化ベントを使用することは、県民の生命と財産に取り返しのつかない危害を及ぼします。

こうした結果を招いているのは、そもそもベントという手法が、放射能を閉じ込める装置である格納容器に「風穴」を開けるものであること、住民の被ばくと環境汚染を前提にしていることに由来しています。根本的には、炉心損傷事故を防ぐことができない危険な技術である原発を使い続けようとしていることに、問題があります。

県民の被ばくと県土の放射能汚染を防ぐ確実な方法は、再稼働を中止することであり、それ以外の確かな道はないことがハッキリしました。

以上により、貴職に対し、以下の2つの事項について緊急に要請するものです。

- 1、「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」に対して、ベントによる安全対策の実行可能性の再検証、および県内自治体の避難計画にも関わる重要問題として360TBqのCs-137による影響の再評価を求めること。
- 2、原子力規制委員会に対して、東北電力女川原子力発電所2号機の設置変更許可申請書に関する審査書案を撤回し、女川原発を「不合格」にするよう求めること。

以上

